

令和元年度答申第68号
令和2年1月20日

諮問番号 令和元年度諮問第80号（令和元年12月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、昭和20年8月10日にA地に入市して被爆したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人の上記主張を確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。)1条2号が、「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3号が、「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。」と規定しており、別表第2(第1条関係)の1号には、A地が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成15年4月3日、処分庁に対し、昭和20年8月18日に父のP(以下「父P」という。)、姉のQ(以下「姉Q」という。)及び審査請求人の3人でA地a番地に入市して被爆したと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(以下「先行申請」という。)をした。

処分庁は、平成15年12月17日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入ったことの確認ができないとして、先行申請を却下する処分(以下「先行却下処分」という。)をした。

(先行却下処分に係る被爆者健康手帳交付申請書及び被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))

- (2) 審査請求人は、平成28年11月4日、処分庁に対し、昭和20年8月10日に父P、姉Q及び審査請求人の3人でA地a番地に入市して被爆したと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件申請)をした。

(被爆者健康手帳交付申請書)

- (3) 処分庁は、平成29年2月2日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入っ

たことの確認ができないとして、本件却下処分をした。

(被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))

(4) 審査請求人は、平成29年4月24日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和元年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

昭和20年8月10日に一緒に入市した姉Qは被爆者健康手帳を交付されたから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人は、処分庁が実施した面接において、被爆の状況は姉Qに聞かないと分からない旨申述しており、姉Qは、昭和20年8月10日に父P、姉Q及び審査請求人の3人で入市した旨申述している。しかし、姉Qは、同日に父P及び姉Qの2人で入市したことが認定されて昭和42年に被爆者健康手帳を取得しており、姉Qの上記申述は、昭和42年の上記認定と異なる内容となっている。また、先行申請時の入市者面接表には、姉Qが、昭和20年8月10日に父P及び姉Qの2人だけで入市した旨申述したとの記載がされている。

以前の申述と本件申請時の申述の内容が異なる理由について、姉Qは「前は、いい加減なことを書いたと思いますので、今回は思い出して書きました。」と申述しているが、本件申請時の姉Qの申述を裏付ける証拠等はなく、姉Qの申述には疑義があると考えられる。

以上によれば、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないため、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年12月23日、審査庁から諮問を受け、令和2年1月10日及び同月20日の計2回、調査審議をした。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件では、審査庁による本件審査請求受付（平成29年4月25日付け）から審理員の指名（令和元年6月21日付け）までに約2年2か月もの長期間を費やしたため、本件審査請求受付から本件諮問までに約2年8か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条（目的）では、国民の権利利益の救済のための不服申立て制度として、迅速な手続の下で不服申立てをすることができることが求められていることから、本件審査請求受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたが、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

審査請求人は、昭和20年8月10日に父P、姉Q及び審査請求人の3人でA地a番地の自宅の焼け跡に行くため、電車でC地まで行き、渡し舟でD地に入市した、父Pが審査請求人を負ぶって、徒歩でA地a番地に入ったとして本件申請をしたものである（本件申請に係る被爆者健康手帳交付申請書添付の被爆申述書参照）が、本件申請について処分庁が実施した面接においては、入市の状況については、姉Qに聞かないと分からないと申述した。そうしたところ、姉Qは、審査請求人の上記主張と同旨の事実を記載した審査請求人の被爆事実に係る被爆証明書（本件申請に係る被爆者健康手帳交付申請書添付）を提出しており、本件申請について処分庁が実施した面接においても同旨の申述をしている。

しかしながら、姉Qは、昭和41年に、昭和20年8月10日に父Pと一緒に入市したとして、同日の審査請求人の同行、入市については一切申述することなく、被爆者健康手帳の交付申請をして、昭和42年に交付を受けていたところ、先行申請においては、同日には父P及び姉Qの2人だけで入市し、同月18日には父P、姉Q及び審査請求人の3人で入市したなどと申述しながら、本件申請においては、同月10日に父P、姉Q及び審査請求人の

3人で入市したと申述するに至ったのであり、同日の審査請求人の同行、入市の有無についての姉Qの申述は変遷している。かかる変遷の理由について、姉Qは「前は、いい加減なことを書いたと思いますので、今回は思い出して書きました。」と申述するにとどまっており、本件申請に係る姉Qの申述及び被爆証明書を裏付ける特段の資料の提出もないことからすれば、当該申述等を採用することは困難であるといわざるを得ない。

そして、本件に現れた全資料を精査しても、審査請求人が昭和20年8月10日に父P、姉Q及び審査請求人の3人でA地a番地に入市したという事実を確認することができない。

したがって、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	佐	脇	敦
委	員	中	原	茂